

遵守 事項

チェック
 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行う等、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示

〔 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用等と表示〕
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記 錄

チェック
 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
 用途限定米穀の場合 その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

注：50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米穀（もみ、玄米、精米等）・米穀を原材料とする飲食料品（米穀粉、米菓生地、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん）を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

記録事項

品名、産地^{※1} 数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、米穀の用途^{※2} 等

※1 米穀の場合はその産地、米穀を原材料とする飲食料品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」等の用途を記載

(参考) 米トレーサビリティ法の産地情報の伝達

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をJAや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、その容器・包装等への表示その他の方法により伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝 達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/syounan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法



立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。

8 小麦・大豆の国産化の推進

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、施肥・防除体系の構築等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンター等の再編集約・合理化や民間主体の一定期間の保管等、新たな生産・流通モデルづくりや更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

(令和7年度補正予算額：50億円、令和8年度予算概算決定額：0.4億円)

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

① 生産対策(麦類生産技術向上事業)

麦の生産性向上を目指す産地に対し、施肥・防除体系の構築等を支援します。

② 流通対策

ア 麦・大豆供給円滑化推進事業

国産麦・大豆を一定期間保管するなど、安定供給体制を図る取組を支援します。

イ 新たな生産・流通モデルづくり事業

麦の品質向上や極多収大豆の種子生産に加え、新品種の導入、フレコンの本格導入、実需者の加工試験など、新たな生産・流通モデルづくりを支援します。

③ 消費対策(麦・大豆利用拡大事業)

国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、新商品開発等を支援します。

①生産対策



麦の施肥・防除体系の構築
(定額(2,000円/10a以内))

生産性向上の推進(定額)

②流通対策



- ・ストックセンター等の整備(1/2以内)
- ・一定期間の保管等(定額、1/2以内)
- ・新たなモデルの実証(定額、1/2以内)

③消費対策



新商品の開発等(定額、1/2以内)

麦・大豆の国産化を一層推進

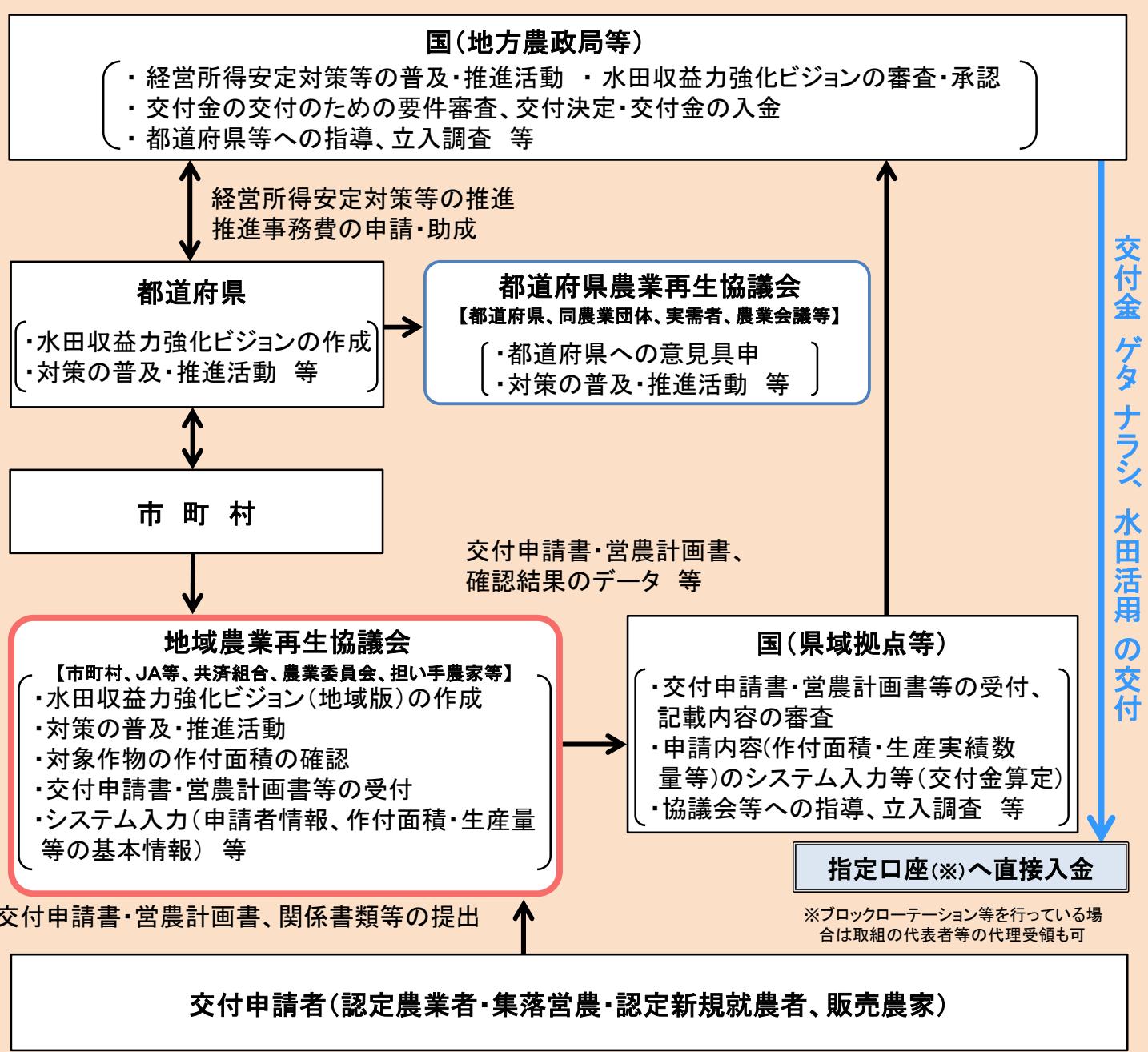
(令和7年度補正予算額：20億円)

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち ストックセンターの再編集約・合理化

➢ 産地と実需が連携して国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、ストックセンターの再編集約・合理化等を支援します。

経営所得安定対策等(ゲタ・ナラシ対策及び水田活用直接支払交付金)は、国が対象となる取組を行う農業者に対して、直接、交付金を交付する仕組みです。

また、市町村等の地域段階において設置された「地域農業再生協議会」は、同対策の普及・推進活動をはじめ、農業者の申請手続・取組の要件確認等を実施し、交付金の交付等の事務が円滑に進むよう、国と連携・協力した推進体制により同対策を実施しています。



(参考) 地域農業再生協議会とは

都道府県農業再生協議会のもと、概ね市町村単位で設置される「地域農業再生協議会」は、全国で約1,570ヶ所あり、市町村、JA等、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、農業改良普及センター、農業者の代表等の農業関係者で構成されています。

農業者の方々が、最寄りの同協議会が開催する説明会等への出席や、同協議会へ個別に相談いただくことにより、対策の詳細な内容(追加・変更点等)や、提出すべき必要書類、地域や協議会別に設定される提出期限等の詳細を把握することができます。

10 申請される方が留意すべき事項

(1) 適切な生産を行っていない方は交付金が交付されません

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収（18ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
 - 飼料作物、WCS用稻
交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収（都道府県ごと）等の1/2に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の対象作物を除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
- ③ 自然災害等の合理的な理由がない等、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(2) 農業者年金を受給されている方は申請できません

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。既に経営移譲をしている方やこれから経営移譲する方は特に注意が必要です。

農業者年金に関することは、JA、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(3) 農業経営の承継等

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続及び農業経営の承継等に関する手続を行う必要があります。

- ① 相 繼：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合 併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

(1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を令和8年6月30日までに、**最寄りの地域農業再生協議会**（市町村、JA等）又は**国（地方農政局、県域拠点等）**へ提出する必要があります。

申請者

農業者



提出先窓口

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は
国（地方農政局、県域拠点等）

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認してください。誓約事項に**違反した場合は、交付金の返還等、厳正な措置**が執られます。
- また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄に✓を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することができます。

2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあつた場合には、提出します。

3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。

(1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

(2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合

(3) 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

(4) 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合

(5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

4 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存ありません。

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「農林水産省等」といいます。）及び地域農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）は、交付申請者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、経営所得安定対策等交付金の交付に係る事務及び制度の改善等のために利用します。

なお、交付金の円滑な交付のために、農林水産省等及び協議会が交付申請者の同意を得た上で交付申請書及び営農計画書等の内容を訂正することがあります。

以下に記載された「経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて」をよくご確認の上、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓をつけてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省等及び協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を交付申請者に係る次の関係機関等（注2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

また、農林水産省統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省等、都道府県及び市町村並びに協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

なお、当該個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策交付金の交付事務等の手続において、申請書等の記載内容の訂正が必要となった際でも、農林水産省等が関係機関に申請書等の内容について照会し、交付申請者に代わって訂正を行うなど交付申請者の負担が軽減されるほか、交付申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、事務手続が簡素化されます。

事業等
(注1)
農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用総合対策、環境保全型農業直接支払交付金、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金、農家負担金軽減支援対策事業、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛生産支援事業、農業者年金事業、農業経営基盤強化

どちらとも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！



(2) 交付申請書の記載例

様式第1号(表面)

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

① 交付申請者欄

② 交付申請内容 (本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の□に☑して下さい)
※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	無		無	

※ ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
※ 既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請			
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	「する」の場合、申請する事業の□に☑して下さい。 <input checked="" type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金 <input type="checkbox"/> コメ新市場開拓等促進事業 <input type="checkbox"/> 畑作物産地形成促進事業 <input type="checkbox"/> 畑地化促進事業		
前年産の申請状況	無			

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
(様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、□に☑して下さい。)

過去1年(新規申請者除く)及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、□に☑して下さい。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

申請者の押印は不要です。

令和 8 年産

繼続 新規

申請年月日

年 月 日

大正
 昭和
 平成

年 月 日

経営形態

個人 集落営農 法人

法人番号

認定状況

認定農業者 認定新規就農者
 ゲタ・ナラシ対象集落営農 認定なし

※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

電話番号
※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)
0 1 2 0 - 3 4 5 - 6 7 8 9

昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に チェックしてください。

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に チェックしてください。

氏名、住所を記入してください。
氏名、住所等が印字されている方は、内容を確認してください。
訂正が必要な場合は訂正してください。

「新規」又は「変更あり」の方は、振込口座の通帳表紙の裏表の写し等の口座情報が確認できる書類を提出してください。

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に チェックしてください。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、 チェックしてください。

「個人情報の取扱い」をご確認の上、 チェックしてください。

交付申請者管理コード

【地域協議会等】	【地方農政局等】
----------	----------

次に続きます

様式第1号(裏面)

※ゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入

様式第1号B

令和 8 年産

年 月 日

ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に作付けを予定している品目の「あり」に☑チェックしてください。

確認事項に☑チェックしてください。

該当する項目に☑チェックしてください。

①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人數を記載ください。
②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に☑チェックしてください。

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。	
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓	<input type="checkbox"/> 2年以上	<input type="checkbox"/> 2年未満
【個人又は法人が記載】 ※該当に✓		【集落営農が記載】 ※該当に✓
収入保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない
前年の税務申告の状況	<input type="checkbox"/> 白色申告	<input checked="" type="checkbox"/> 青色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畠作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご了承ください。
種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用(モルタル用麦等)、

黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畠作物		作付けの有無	作付け「あり」の場合 面積払の 収穫後交付を希望
麦	春まき	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	秋まき	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	二条大麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	六条大麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	はだか麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	大豆	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
そば		<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
なたね		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
てん菜		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
でん粉原料用ばれいしょ		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する

※「面積払の収穫後交付を希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

<input checked="" type="checkbox"/> 免税事業者 向け単価	<input type="checkbox"/> 認定事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)
---	---

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出します。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m ²
秋期には種する小麦		7,025 m ²
大豆		4,022 m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

※対象作物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記載してください。

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立てコースの意向選択

※いずれかに✓

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

<input type="checkbox"/> 10%	<input checked="" type="checkbox"/> 20%
------------------------------	---

【地域協議会等】 【地方農政局等】

ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、課税事業者・免税事業者等の状況をもとに申請する単価のいずれかに☑チェックしてください。なお、インボイス登録事業者は、課税事業者向け単価に☑チェックしてください。

(10ページ参照)

作付け「あり」に☑チェックした方で収穫量の確定後に面積払交付金を受けたい方は、「する」に☑チェックしてください。

ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、積立てコースのいずれかに☑チェックしてください。

(3) 営農計画書の記載例

印字されている氏名、住所などをご確認ください（押印は不要です）。訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。

年産における農地の利用計画を申請します。

（ 年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。）

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ	ノウリン タロウ	法人、組織の代表者氏名	フリガナ	
		農林 太郎				
住所	(〒 - - -)		電話	012-345-6789		
			FAX			
			経営形態	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 集落営農	<input type="checkbox"/> 法人

【農業共済加入状況（加入予定）記入欄】

加入している又は加入予定の場合は「〇」を付けてください。

農業共済加入状況（含加入予定）記入欄

※加入している又は加入予定の場合は「〇」を記入

農作物共済		畑作物共済			
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原利用 ばれいしょ
<input type="checkbox"/>					

【コメ新市場開拓等促進事業のうち酒造好適米支援】

コメ新市場開拓等促進事業のうち酒造好適米支援に取り組む場合は、取組年ごとに対象面積を記入してください。

【畠地化促進事業のうち定着促進支援】

畠地化促進事業のうち定着促進支援に取り組む場合は、開始年ごとに対象面積を記入してください。

高収益作物定着促進支援	対象面積	a	m ²	a	m ²	a	m ²	R4	
								R4	R5
R4開始	一括交付方式	<input type="radio"/>	分割交付方式						
R6開始	一括交付方式	<input type="radio"/>	分割交付方式						
R7開始	一括交付方式	<input type="radio"/>	分割交付方式						
R8開始	一括交付方式	<input type="radio"/>	分割交付方式						

コメ新市場開拓等促進事業関係

酒造好適米支援	取組年	R6	R9	R10
		対象面積	29 a 9 m ²	29 a 9 m ²

※コメ新市場開拓等促進事業に酒造好適米として、申請した各年の面積を記入すること。

【交付対象農地区分】

水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」です。畠地は「3」です。

地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

農地の番号		地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分 (注1)	水稻作付最終年 (注2)	作期 (注3)	面積 (本地面積)	作物作付面積 (注4)	作物名 (注5)	は種の有無 (注6)	自家消費該当	多収品種 (注7)	品種名	地権者(権原を有する者)	住所地
耕地番号	分筆番号													
ほ 場	0001	0001	上野1	1	R4	1	80.25 a 11.29 a 41.29 a 100.25 a 40.22 a 17.55 a 17.55 a	80.25 a 11.29 a 41.29 a 100.25 a 40.22 a 17.55 a 17.55 a	主食用米 飼料作物(子実用とうもろこし) WGS用稻 飼料用米					
	0002	0001	上野2	1		1								
	0003	0001	上野3	1		1								
	0004	0001	上野4	1		1								
	0005	0001	上野5	2		1								
	0006	0001	上野6	1		2								
	0007	0001	中野1	1		1								

【作期】

二毛作の場合は「2」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを裏作とするときは、小麦の作期を「1」、そばの作期を「2」と記入してください。

【水稻作付最終年】

前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入してください。（ただし、令和3年度以前の水稻作付最終年の記入は不要）例えば、令和4年度に水稻を作付けた場合には、令和8年度の営農計画書提出時に「R4」と記入してください。

【作物名、は種の有無】

作物として牧草が該当する場合、作物名には飼料作物（牧草）と記入し、当年度において、は種を行なう場合には、は種の有無の欄に「〇」を付けてください。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください（記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。）。

(4) 交付申請書に添付して提出する書類

① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し、総会資料の写し（決算書類等）等）

② その他（以下に該当する方は、書類の提出が必要です）

- ・初めて交付金の申請をする方、交付金の振込口座を変更される方は、振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類
- ・ブロックローテーション等、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状（様式第3号）

注1：前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます（新規・変更がある場合は提出が必要です。）。

注2：交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化する等の場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

(5) 交付申請の重要性について

① 申請主義

- ◆ルールにのっとって申請しない限り、権利を得ることができないということです。
- ◆原則、過去に遡って利益を得ることができないため、申請が遅れてしまうと本来得られるはずの利益を得ることが出来ないことになります。
- ◆権利がある場合にその権利行使するかしないかは本人の自由です。



経営所得安定対策等の交付金を受け取りたい方は、経営所得安定対策等実施要綱等に基づき、交付対象者であることをご確認した上で農業者ご自身の責任において交付申請を行ってください。

② 提出期限の遵守

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者は、交付申請書等の提出書類を作成した上で経営所得安定対策等実施要綱等で定められた期日までに必ず提出してください。

提出期日を過ぎてしまった場合、他の農業者の交付手続きまで遅れてしまい、交付金を円滑に交付することができなくなってしまいます。

決められた期日までに交付申請書等を提出されない農業者の方には、交付金を交付することができない場合がありますので、提出期日は必ずお守りください。

(6) 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境配慮のチェック・要件化」(愛称:みどりチェック)では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。これに伴い、経営所得安定対策等においても、みどりチェックで使用するチェックシートに準じる形で「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の見直しを行いました。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の内容を良くご覧になり、過去1年間の農業生産で各取組を実践した方は、以下の点検シートと交付申請書(様式第1号A)のチェック欄にチェックを付け、取組状況を報告してください。各取組を実践していない方は、交付金を受け取ることが出来ませんので必ず実践しましょう。

様式第1号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

- 1 土づくりの励行
堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
- 2 適切で効果的・効率的な施肥
作物特性や都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
- 3 効果的・効率的で適正な防除
病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
- 4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用
作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
- 5 エネルギーの節減
省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
- 6 新たな知見・情報の収集
作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
- 7 生産に係る情報の保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
- 8 安全な農作業の実施
農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄



過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

① 農業者自らが実施状況を点検してください。
② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

- 以下の様式には「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各取組項目の解説を記載していますので、必ずご覧ください。
- 各取組の内容は、決して難しいものではなく、日頃の営農の中で意識すれば取り組める内容となっています。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート <各取組項目の解説>

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいた内容や環境負荷低減効果について解説します。

農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践が要件化されることとなりました(みどりチェック)。経営所得安定対策等交付金に申請する場合についてもチェックが必要となります。

- 1 土づくりの励行
堆肥や有機質肥料、綠肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。

- 2 適切で効果的・効率的な施肥
作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。

- 3 効果的・効率的で適正な防除
病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壤の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生予察情報や病害虫の発生状況を基にした防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせて実施するよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。

また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場など周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

- 4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用
農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、過剰施肥とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。

- 5 エネルギーの節減

不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。

- 6 新たな知見・情報の収集

みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

- 7 生産に係る情報の保存

肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農薬の施錠可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

- 8 安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業順序や危険箇所の確認、共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

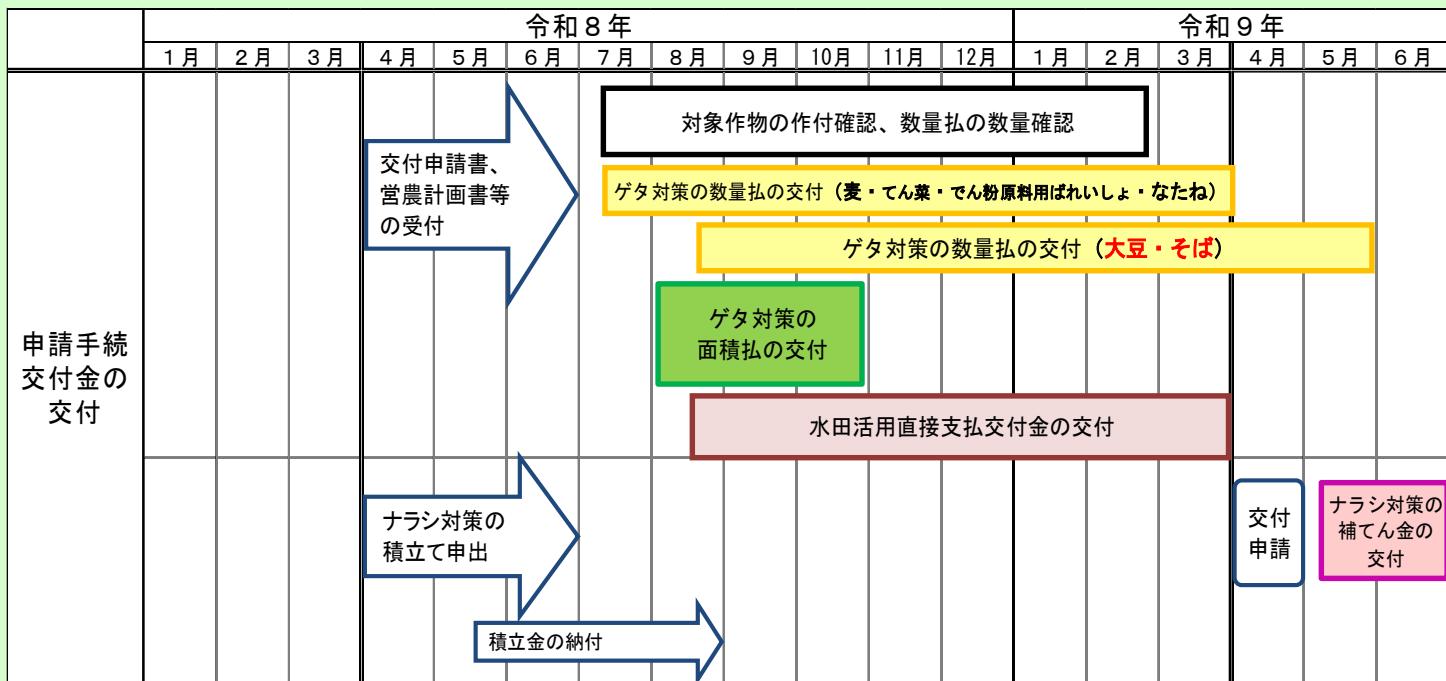
・点検シートは、過去1年間の農業生産において、1~8の取組を全て実践したことを確認した上で、チェックを付けて大切に保管しておいてください。後日、確認させていただく場合があります。

・全て実践した方は、様式第1号A (本紙34ページを参照)の「③環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックを付けて地域農業再生協議会等に提出してください。

・申請年度の農業生産においても、1~8の取組を全て実践してください。

12 交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール（予定）



(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。（加工用米及び新規需要米の取組計画書の変更を行う場合は、8月20日までに変更後の営農計画書を提出してください。）

ナラシ対策に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、8月31日までに積立て金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期（予定）

① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

ア 面積払 : 生産年 8月～10月頃
 イ 数量払 : 生産年 7月～生産年翌年5月頃

② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） : 生産年翌年5月～6月頃

③ 水田活用直接支払交付金 : 生産年 8月～生産年翌年3月頃

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。ゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は4月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

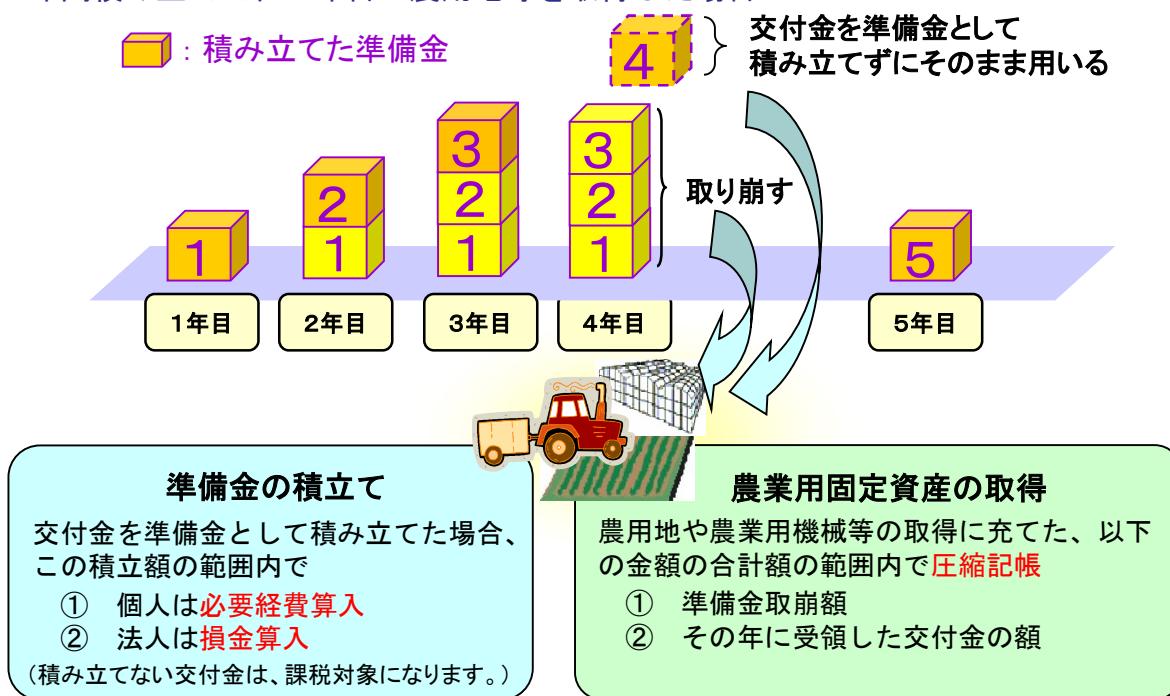
注：畠地化促進事業、畠作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

税制特例の内容

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



【加入できる方】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策については、同時に加入できます。

【保険期間】

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

(1) 補填の仕組み

- 保険期間の収入（農産物の販売収入）が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶等の簡易な加工品の販売収入も含めます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。